

**「託送供給約款に適用する燃料費調整制度の見直し」  
の承認について**

当社は、託送供給約款(注1)の負荷変動対応電力料金(注2)に適用する燃料費調整制度の見直しについて、3月3日、経済産業大臣に対し申請を行っていましたが、本日、申請どおり承認された旨の文書を受領しましたのでお知らせします(承認日:3月16日)。

なお、見直し後の燃料費調整制度は、5月分料金から適用します。

**【見直しの内容】**

- 燃料価格の変動を電気料金に反映するまでの準備期間を1ヶ月短縮するとともに、四半期(3ヶ月)ごとに算定していた燃料費調整単価を毎月算定します。
- 燃料費調整を行わない平均燃料価格の範囲(基準燃料価格の±5%)および燃料費調整単価を頭打ちする平均燃料価格の上限価格(基準燃料価格の1.5倍)を廃止します。
- 新しい燃料費調整制度への移行にともない、平成20年10月から平成21年1月の燃料価格の一部が電気料金に反映されなくなるため、未反映となる燃料価格の変動分に相当する調整単価を平成21年5月分から平成22年3月分料金(11ヵ月分)の燃料費調整単価に経過措置として加算します。

**(注1) 託送供給約款**

特定規模電気事業者等がお客さまに電気を供給する際、特定規模電気事業者等は電力会社の送配電ネットワークを利用することになる。その際の電力会社と特定規模電気事業者等との間のネットワーク利用条件を定めたものを「託送供給約款」という。

**(注2) 負荷変動対応電力料金**

電力会社の送配電ネットワークを利用して自由化部門のお客さまに電気を供給する特定規模電気事業者等の発電不足が生じた場合に、電力会社が補給する電気に適用となる料金をいう。

以上

**関連リンク**[電力の小売自由化](#)